

訪問介護相当サービス【国基準相当】

地域区分単価：11.05円

門真市 総合事業サービスコード

令和6年4月1日

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定単位	
種類	項目						
A2	1111	訪問型独自サービスⅠ	訪問型サービス費 (独自) (Ⅰ)	事業対象者・要支援1・2(週1回程度)	1,176	1月につき	
A2	2111	訪問型独自サービスⅠ 日割		【日割】 事業対象者・要支援1・2(週1回程度)	39	1日につき	
A2	1211	訪問型独自サービスⅡ	訪問型サービス費 (独自) (Ⅱ)	事業対象者・要支援1・2(週2回程度)	2,349	1月につき	
A2	2211	訪問型独自サービスⅡ 日割		【日割】 事業対象者・要支援1・2(週2回程度)	77	1日につき	
A2	1321	訪問型独自サービスⅢ	訪問型サービス費 (独自) (Ⅲ)	要支援2(週2回を超える程度)	3,727	1月につき	
A2	2321	訪問型独自サービスⅢ 日割		【日割】 要支援2(週2回を超える程度)	123	1日につき	
A2	C211	訪問型独自サービス 高齢者虐待防止実施減算	高齢者虐待防止未実施減算	事業対象者・要支援1・2(週1回程度)	所定単位数の1/100 減算	1月につき	
A2	6001	訪問独自サービス 同一建物減算1	事業所と同一建物の 利用者等にサービス を行う場合	事業所と同一建物の利用者またはこれ以外の 同一建物の利用者20人以上にサービスを行う 場合	所定単位数の10% 減算	1月につき	
A2	6003	訪問独自サービス 同一建物減算2		事業所と同一建物の利用者50人以上にサー ビスを行う場合	所定単位数の15% 減算		
A2	6002	訪問独自サービス 同一建物減算3		同一の建物等に居住する利用者の割合が100 分の90以上の場合	所定単位数の12% 減算		
A2	8000	訪問独自サービス 特別地域加算	特別地域加算		所定単位数の15% 加算		
A2	8001	訪問独自サービス 特別地域加算日割	特別地域加算		所定単位数の15% 加算		
A2	8100	訪問独自サービス 小規模事業所加算	小規模事業所加算		所定単位数の10% 加算		
A2	8101	訪問独自サービス 小規模事業所加算日割	小規模事業所加算		所定単位数の10% 加算		
A2	8110	訪問独自サービス 中山間地域等提供加算	中山間地域等提供加算		所定単位数の5% 加算		
A2	8111	訪問独自サービス 中山間地域等提供加算日割	中山間地域等提供加算		所定単位数の5% 加算		
A2	4001	訪問型独自サービス 初回加算	初回加算		200 単位加算	200	
A2	4003	訪問型独自サービス 生活機能向上加算Ⅰ	生活機能向上連携加算	(1) 生活機能向上連携加算(Ⅰ)	100 単位加算	100	
A2	4002	訪問型独自サービス 生活機能向上加算Ⅱ		(2) 生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200 単位加算	200	
A2	6102	訪問型独自サービス 口腔連携強化加算	口腔連携強化加算		50 単位加算	50	1回につき
A2	6269	訪問型独自サービス 処遇改善加算Ⅰ	介護職員処遇改善加算 ※令和6年5月31日まで	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の137/1000 加算	1月につき	
A2	6270	訪問型独自サービス 処遇改善加算Ⅱ		(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の100/1000 加算		
A2	6271	訪問型独自サービス 処遇改善加算Ⅲ		(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の 55/1000 加算		
A2	6278	訪問型独自サービス 特定処遇改善加算Ⅰ	介護職員等特定処遇改善加算 ※令和6年5月31日まで	(1) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の63/1000 加算		
A2	6279	訪問型独自サービス 特定処遇改善加算Ⅱ		(2) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の42/1000 加算		
A2	6281	訪問型独自サービス ベースアップ等支援加算	介護職員等ベースアップ等支援加算 ※令和6年5月31日まで		所定単位数の24/1000 加算		